

身体拘束等適正化・虐待防止のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 理念

ア 身体拘束等の原則禁止

身体拘束等は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。

本会は、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、事業を運営するため、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しないものとする。

イ 身体拘束に該当する具体的な行為

〈参考〉身体拘束禁止の対象となる具体的な行為（「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」））

- 1.徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 2.転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 3.自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- 5.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6.車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、安全ベルト（Y字型拘束帯や腰ベルト）、車椅子テーブルをつける。
- 7.立ち上がる能力のある人に、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8.脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を使用する。
- 9.他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 10.行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11.自分の意志で開けることができない居室等に隔離する。

ウ 目指すべき目標

3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束等を実施する場合もあるが、その場合も利用者の態様や支援の見直し等により、拘束等の解除に向けて取り組む。

(2) 方針

次の仕組みを通して身体拘束等の必要性を除くよう努める。

ア 利用者の理解と支援の向上により身体拘束等のリスクを除く。

利用者等の特性を理解し、身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施する。

イ 管理職、各事業所管理者が率先して研修に参加するなど、法人全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくる。

ウ 身体拘束等の適正化のため利用者、家族と話し合う。

利用者とその家族にとって、より安心安全な環境・支援について話し合い、身体拘束等を希望されてもそのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考える。

2 虐待防止に関する基本的な考え方

(1) 理念

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努めるものとする。

(2) 虐待に該当する具体的な行為

- ア 身体的虐待 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
- イ 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること
- ウ 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- エ 放棄・放置 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者によるアからウまでに掲げる行為と同様の行為の放置、その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- オ 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること

(3) 方針

ア 虐待の禁止

利用者に対するあらゆる虐待行為を禁止する。また、虐待に該当する具体的な行為以外にも、虐待と思われる「不適切な介護・介助等」を行わないものとする。

イ 日常の介護・介助等における留意事項

虐待防止のために日常的に以下のことを取り組む。

- ・虐待行為は犯罪であるという認識を常に持ち、発見した場合は速やかに関係機関に通報する。
- ・適切ではない言動を見て見ぬふりをしない。
- ・一人で抱え込まない。

3 身体拘束等の適正化・虐待防止のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等の適正化・虐待防止のため体制を維持・強化する。

(1) 身体拘束等の適正化・虐待防止を検討する委員会の開催

虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化及び虐待防止の取り組み等の確認・改善を検討する。過去に身体拘束等を実施していた利用者等に係る状況の確認を含む。

特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合（実施を開始する場合を含む）は、身体拘束等の実施状況の確認や3要件を具体的に検討する。

委員会は年一回の定期開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催する。

(2) 委員会の構成員

本所、西部事務所、介護事業所、びわのかげ保育所より選出するほか、必要に応じてその他必要とされる者を加える。委員長は構成員の中から会長が指名する。

(3) 構成員の役割

委員長を中心に、虐待防止及び身体拘束等の廃止・適正化に向けた取り組みを具体的にすすめる。

委員会の定期開催及び臨時開催の招集は委員長が行い、会議の記録者はその都度委員長が指名する。

(4) 委員会の検討項目

ア 身体拘束等について

- ・前回の振り返り
- ・3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
- ・意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直し
- ・今後の予定（研修、次回委員会）
- ・今回の検討内容、結果のまとめ、共有

イ 虐待防止について

- ・マニュアルの見直し、変更
- ・重点目標の共有・評価
- ・内部研修の内容検討
- ・外部研修受講の検討、研修報告
- ・職場環境作り

ウ 虐待（疑いを含む）事案発生時

- ・原因分析、改善計画作成
- ・全職員へ改善計画を周知

(5) 記録及び周知

委員会の検討内容、結果は全職員へ周知する。

4 職員研修

(1) 研修会開催の頻度

ア 身体拘束等の適正化のための研修会

- ・年1回の頻度で定期的で開催する。

イ 虐待防止研修

- ・年1回の頻度で定期的で開催する。

ウ 人権研修

- ・年1回の頻度で定期的で開催する。

エ 新任者（新人採用時、中途採用時）に対する身体拘束等の適正化研修の実施

(2) 研修の記録

実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載し、研修資料を添付する。

(3) 研修受講

- ・虐待防止研修
- ・人権研修
- ・その他必要な研修

5 緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

・切迫性

利用者又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

・非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと

- ・一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものであること

(2) 要件の合致確認

利用者の態様を踏まえ、虐待防止委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施することとするが、拘束等の実施後も日々の態様等を参考にし、同委員会で定期的に再検討し解除に向けて取り組む。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者及び家族へ説明し書面で確認を得る。

- ・拘束等が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束等の方法（場所、行為(部位・内容)）
- ・拘束等の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束等の開始及び解除の予定

6 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合には、身体拘束等の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、虐待防止委員会で拘束等の解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行う。

7 利用者及び家族による本指針の閲覧

本指針は、全職員が閲覧を可能とするほか、利用者や家族が閲覧できるよう施設への掲示やホームページへ掲載する。

附則

この指針は、令和5年3月22日より施行する。